

令和 8 年度
後期高齢者健康診査未受診者対策事業に係る業務委託
(単価契約)

プロポーザル実施要領

令和 8 年 2 月
かすみがうら市

令和8年度後期高齢者健康診査未受診者対策事業に係る業務委託（単価契約）
プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

データを活用した後期高齢者健康診査の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで、後期高齢者健康診査受診率の向上を図ることができる候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

項目	内容
事業名	令和8年度後期高齢者健康診査未受診者対策事業に係る業務委託（単価契約）
事業内容	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
提案上限額	提案上限額 4,113千円（消費税及び地方消費税を含む） 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

3 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者が、応募できるものとする。

- ① 後期高齢者のフレイルリスクを予想できる特許技術を活用し、対象者特性に即した特徴別に5つのセグメント（A～E）に分類すること。
- ② かすみがうら市（後期高齢者健康診査対象者数 6,500 名程度）と同規模以上の自治体で、直近3年間（令和4年度～令和6年度）において、茨城県内の受託実績が5自治体以上あること。
- ③ 保険制度間で分断されたデータを統合・連携する技術を有し、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行時の受診履歴を把握、受診率低下の要因を分析・報告ができること。
- ④ 本事業による受診率の変化などについて、履行期間中の最新のデータ等に基づいて効果検証を実施し、その結果を作成・報告できること。また、効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について提案ができること。
- ⑤ LGWAN（総合行政ネットワーク）を通じて健診結果データ及びレセプトデータ（以下「データ等」という。）の送受が可能のこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- ⑧ かすみがうら市暴力団排除条例（平成23年3月29日条例第9号）第2条第1号に該当しないこと。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑩ 当該募集要項公表日及びプレゼンテーション実施日において、かすみがうら市一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと

4 選定スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更する可能性があるため留意すること。なお、その際は、市ホームページに掲載する。

内容	日程
募集開始・仕様書等の配布（公開）	令和8年2月16日（月）
質問受付締切	令和8年2月19日（木）
質疑回答	令和8年2月25日（水）予定
公募参加意向の申請	令和8年3月2日（月）午後3時まで
参加資格確認結果通知	令和8年3月4日（水）予定
企画提案書提出締切日	令和8年3月11日（水）
プレゼンテーション実施	令和8年3月17日（火）予定
結果通知	令和8年3月25日（水）予定
契約締結	令和8年4月1日（水）予定

5 仕様書等の入手

仕様書等関係書類及び様式は、市のホームページに公表する。

6 プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関する質問の提出方法等は次のとおりとする。質問は、本募集要領、仕様書に記載している内容に対して行うことができる。質問書様式は必要に応じて項目を追加できる。

項目	内容
提出書類	質問書（様式1）
受付期間	令和8年2月16日（月）から令和8年2月19日（木）まで
提出先	メールタイトルを「後期受診率向上プロポーザル質問書（会社名）」とし、「12 問い合わせ先」の電子メールにより提出 ※送信後、「12 問い合わせ先」へ電話で受信の確認を行うこと。
回答日	令和8年2月25日（水）予定
回答方法	かすみがうら市ホームページに掲載

7 参加表明書および資格確認書類の提出

（1）提出書類

項目	種類	内容
提出書類	プロポーザル参加意向申出書（様式2）	—
	会社案内及び会社概要	組織においては、体制がわかる資料（任意様式）
	実績調書（様式3）	同様の受診勧奨業務について、かすみがうら市（後期高齢者健康診査対象者数6,500名程度）と同規模以上の自治体で、直近3年間（令和4年度～令和6年度）において、茨城県内の受託実績が5自治体以上あることを示すこと。 契約書の頭紙の写しを記載案件分クリアファイルに入れ提出すること。提出書類を確認の上、不備がある場合にはプロポーザル参加を認めないものとする。
	納税証明書（写）（発行官公署の様式）	法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3） 個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2） 申請日3か月以内に発行のもの原本（写し不可）

	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	申請日前3か月以内に発行のもの原本（写し不可）
	印鑑証明書	申請日前3か月以内に発行のもの原本（写し不可）
	誓約書（様式4）	—

(2) 提出方法及び結果通知

項目	内容
提出期限	令和8年2月16日（月）から令和8年3月2日（月）午後3時まで
提出方法	持参または簡易書留による郵送 ※持参による提出の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日等の閑序日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとし、書類の確認を行うため事前に連絡すること。 ※郵送の場合、提出期限までに必着のこと。
提出先	下記「12 問い合わせ先」
参加資格確認 結果通知	令和8年3月4日（水）までに通知予定 ※プロポーザル参加意向申出書（様式2）記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

8 参加辞退

参加意向申出書等の提出後に参加手続きを辞退する場合は、辞退届（様式6）を担当窓口に持参または郵送にて提出すること。

9 企画提案書提出届及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類

項目	種類	内容
	企画提案書提出届（様式5）	—
提出書類	企画提案書	<p>クリアファイルに入れ7部（正本1部、副本6部）提出すること。 〈必須項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未受診者の分析及び分類 未受診者のパターン整理とその理由 ② 受診勧奨の内容 整理した未受診者のパターンに応じた受診勧奨の内容 ③ 受診率向上に繋がる工夫 最適な通知作成、行動変容の手法 ④ 勧奨結果の効果検証 次年度の受診勧奨に向けた効果の検証及び分析 ⑤ スケジュールの提示 無理のない実現可能なスケジュールで示すこと。 ⑥ 個人情報の管理 個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止対策を示すこと。 ⑦ 業務の実施体制 提案内容を確実に実行できる体制で示すこと ⑧ 実績 類似の受診勧奨業務における実績を示すこと ⑨ 見積書 積算根拠の妥当性及び費用対効果。見積書には各項目の内訳を明記すること。また、提案価格には郵送料も含

		めること。 宛先は「かすみがうら市長」、業務名は「令和8年度後期高齢者健康診査未受診者対策事業に係る業務委託（単価契約）」とすること。
--	--	--

(2) 提出方法

提出期限	令和8年3月11日（水） ※土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
提出方法	持参または簡易書留による郵送 ※郵送の場合、提出期限までに必着のこと。
提出先	下記「12 問い合わせ先」参照

10 審査方法及び評価基準

(1) 審査

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平に行うため、市職員で構成される「令和8年度後期高齢者健康診査未受診者対策事業に係る業務委託（単価契約）プロポーザル審査会」を実施する。

(2) プрезентーション等の実施

項目	内容
実施日	令和8年3月17日（火）予定 ※開始時間等については、電子メールにて通知する。
実施場所	かすみがうらウェルネスプラザ101号室 ※待機場所は201号室
実施方法	1者につき、30分以内（説明20分以内、質疑5～10分程度） ① プрезентーションは、企画提案書等に記載された内容を基に項目順に説明すること。また、企画提案書に記載された内容の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。 ② 企画提案書等の差替え、追加は原則認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。 ③ 企画提案書に対するプレゼンテーションへの参加者の出席者総数は、5名以内とする。なお、説明内容に応じて要員の入替を行うことは問題ない。 ④ パソコン等の機材は用意しないため、参加者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは当市で用意する。 ⑤ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。 ⑥ プрезентーション・ヒアリングの内容は録音する。なお、プレゼンテーション・ヒアリングにおいて参加者が発言した内容は、原則として契約時の仕様に反映する。 ⑦ プрезентーション及びヒアリングは、非公開とする。

(3) 候補者の決定

評価基準により、提出された書類及びプレゼンテーションの実施結果を受けて、審査の合計得点が最も高い者を候補者とする。また、審査の結果、最高得点の者が2者以上ある場合は、審査員の協議により決定する。参加者が1者であった場合は、総合的に評価を行い、契約候補者としての適否を判断する。

(4) 審査結果通知及び公表

審査結果は、令和8年3月25日（水）までに、全ての提案者に個別に通知するとともに、市のホームページで公表する。なお、審査の過程や選定結果等に関する個別の問い合わせには応じないものとする。

(5) 契約

最優秀提案者と業務委託に関する詳細協議のうえ、予定価格以内で随意契約を行うものとする。なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

1.1 留意事項

- ① 応募書類等の提出、プレゼンテーションの出席その他応募に関する経費については、全て応募者の負担とする。
- ② プrezentation開催日時などの詳細は、参加資格の確認結果を踏まえ、別途連絡するものとする。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。
- ④ 無効となるプロポーザル
 - ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ・ 著しく信義に反する行為を起こした場合
 - ・ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
 - ・ 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
 - ・ その他、要領に違反した場合
- ⑤ プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- ⑥ プロポーザルに関する一連の資料は、かすみがうら市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。
- ⑦ 提案書の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。
- ⑧ 今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書中に記載された担当者について変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

1.2 問い合わせ先

かすみがうら市役所

担 当：保健福祉部 健康増進課 成人保健担当

住 所：〒300-0121

茨城県かすみがうら市宍倉5462 かすみがうらウエルネスプラザ内

電 話：029-898-2312

F A X:029-898-2595

E-mail : kenkouka@city.kasumigaura.lg.jp